

FAX 委託業務サービス約定書

(法人顧客版)

甲：交通銀行股份有限公司東京支店

乙：

第一条 サービス内容について

FAX 委託業務サービス（以下「FAX 業務」と略す）とは、甲が乙の利便性を考慮して海外送金、日本国内振込、外貨為替両替（先物為替予約は含まない）等の店頭業務を FAX によって受け付ける独特のサービスである。主な内容と取扱方法は、双方の同意をもって本契約の締結を行った後、乙が甲に対して上記の店頭業務の取り扱いを FAX により依頼し（以下「FAX 依頼書」と略す）、甲は FAX 依頼書の受信後、本約定書に定めた方法に基づき事実確認を行った上でこれを取り扱うものとする。

第二条 FAX 依頼書の発信と原本郵送等について

- 乙が FAX 業務を行うためには、必ず甲において口座開設し、且つ当業務の担当者を決め、該当担当者により当業務を行う。
(担当者名： _____ /携帯番号又は電話番号 _____)
- 乙は FAX 業務実行日後の 3 銀行営業日以内に FAX 依頼書の原本を郵送若しくはその他の方法により甲に送付する。

第三条 確認すべき内容について

- 甲は乙から FAX 依頼書を受信した後、録音機能の搭載された専用電話（電話番号：03-3242-5382）を使用し、本約定書に定めた確認方法と確認内容に従って、乙と FAX 業務の確認を行う。
- 確認方法は次のいずれを選択する。
 - 権限者を指定しない。すべての業務は上記第二条で指定された担当者との確認で取扱い、別途権限者の登録を必要としない。
 - すべての取扱は、権限者の同意を得た上で行う。上述第二条で指定された担当者以外に、別途乙が登録する権限者 1 名或いは 2 名以上の同意をもって行う。
(権限者名： _____ /携帯番号又は電話番号 _____)
 - 一件取引金額が USD \$ _____ または日本円 _____ 以上の場合、上述第二条で指定した担当者以外に、別途乙が登録する権限者 1 名或いは 2 名以上の同意をもって行う。
(権限者名： _____ /携帯番号又は電話番号 _____)

甲乙双方の協議により、乙は _____ の方法をもって、確認方法とする。

その他、確認方法についての要望等： _____

- 確認すべき内容：甲と乙は、取り扱う業務の種類と取引金額の確認を行うことによりその業務の委託事実の真実性について確認する。
- 確認過程において甲は全過程を録音する。
- 乙の指定している担当者/権限者、また上述第二、第三条の携帯番号又は電話番号を変更する場合、

必ず書面にて甲に通知し、甲が届出印の押印された変更通知書原本を受理した日をもって発効とする。

第四条 責任と義務について

1. 当該業務のリスクについて十分認識を行ったうえで内部管理を強化し、双方で協力し合う。甲乙双方において FAX 業務（特に海外送金、国内振込業務）のリスクを認識し、これらの業務を行う上で内部管理及びリスク管理を強化し、お互いに協力し合ってオペレーショナルリスクの発生を回避する。
2. 乙は、FAX 依頼書の内容の真実性について、全責任を負う。
3. FAX 業務の真実性についての確認。乙は、本約定書に記入する取引担当者と連絡方法の正確性、確実性と有効性に対して、全責任を負う。甲は FAX を受付けた後、必ず第三条の確認方法に基づいて業務の真実性について確認する。ただし、乙が約定書で記入した連絡方法の錯誤、指定された担当者の携帯電話に通じない、携帯や電話で対応した担当者が本約定書で登録されている担当者ではない、または会社の FAX 或いは関係者の携帯電話が盗難によって生じた損害については、甲は一切責任を負わない。また、通話の確認過程で担当者の音声識別についても責任を負わない。
4. FAX 業務依頼書とその原本の取扱について、甲は FAX で送信された業務依頼書を原本とみなし、当該業務取扱規定に則って手続きを行う。乙は FAX 業務を依頼後、原本を直ちに甲に郵送し、またその原本は依頼書の FAX の内容と一致させること。FAX 業務を依頼後 20 銀行営業日以内に甲に原本が届いていない場合、甲は乙に対して FAX 業務の提供を停止することができる。
5. 不可抗力によって業務処理が遅延した場合、生じる損害に対して、甲は免責とする。
6. 第三条 4 項の録音の保存期間は、六ヶ月間とする。但し、保存期間経過前に何らかの事情により録音データが消滅したとしても、これにより甲は乙に対して何らの責任も負わない。

第五条 準拠法、管轄裁判所等その他事項

1. 本約定書は双方の代表者（責任者）の署名捺印をもって有効とする。この約定書の有効期限は 1 年とする。有効期限終了の日の 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から相手方に対し解約通知を行わなかったときは、この契約は 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本約定書に関して万一紛議が生じた場合には、甲乙協議の上で解決する。乙が本約定書の内容を修正したい場合、書面にて甲に通知を行い、双方協議の上で決定する。
3. 本約定書の準拠法は日本法とし、協議で紛議を解決できない場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
4. 本約定書の成立を証するため証書 2 通を作成し、甲乙各 1 通保有する。

甲：交通銀行股份有限公司東京支店

乙：

支店長 夏 慧昌 印：

法定代表人 印：

契 約 日： 年 月 日